

全国児童福祉主管課長会議資料 (2005.2.28) (育成環境課関係) 抜粋

2 児童育成事業費補助金について

今回の三位一体による補助金改革において、児童育成事業費補助金については、同補助金が児童手当と次代の社会を担う児童の健全育成施策を併せて実施し、金銭給付と児童健全育成施策が有機的関連性をもって運用することが望ましいとして、平成6年の児童手当法改正により創設されたものであり、児童手当制度における金銭給付と不可分一体であることや事業主の拠出金負担金のみを財源としており、租税財源ではなく税源移譲には馴染まないことから対象とはならなかったものである。

しかしながら、三位一体改革の趣旨等を踏まえ、交付申請手続きの簡素化、補助基準単価の大括り化等により、地方自治体の自由度が高まることが重要と考えており、健全育成関係の補助金に関しては、次のような対応を行うこととし予算成立後、速やかに通知を発出したいと考えているので、あらかじめご承知の上、適切な対応方についてよろしくお取り計らい願いたい。

なお、関連の資料については、資料として添付しているので参照されたい(資料3)。

(1) 交付要綱について

「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」と「民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金交付要綱」を統合し「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」に1本化するとともに、添付書類等についても簡素化を図ることとしている。

(2) 事前協議について

いくつかお願いしていた事前協議については、「児童厚生施設等整備費」と「児童育成事業推進等対策事業」に限定して実施することとしている。

(3) 単価、交付決定等の範囲について

細分化している単価を極力まとめるとともに、原則として事業単位ごとに交付決定等の範囲としていたが、事業単位を大括り化することにより、補助金の額の範囲で事業への配分が極力自由になるよう対応することとしている。

3 児童館の設置・運営について

児童館は、地域における児童健全育成のための活動の拠点として積極的に活用していくことが必要であり、次の事項に留意して、事業内容の充実を図られたい。

(1)施設整備の国庫補助について

児童館の整備に当たっては、市町村の実情を十分勘案のうえ、積極的な設置促進に努められるようお願いしたい。

平成17年度の施設整備の取り扱いについては、既に概要を発出した上で、国庫補助協議をいただいたところであるが、次のような状況となっており、今後、なるべく早期に次のような点を考慮して採択することとしている。

また、既に取り扱いについて、課長通知等によりお知らせしているところであるが、従来から「児童厚生施設整備費」において、児童館設置時における「放課後児童クラブ室」を設ける場合の加算措置を行っていること等を勘案し、単独設置する場合の「放課後児童クラブ室」についても補助対象としたところであり、よろしくご配慮をお願いしたい。

なお、既存の建物を改修して、放課後児童健全育成事業を実施する場合について、「保育環境改善等事業」(資料4)の中で、補助することとしている。

(協議状況)

	創設	改築	修繕	拡張
小型児童館	28件	3件	18件	0件
児童センター	17件	7件	5件	1件
放課後児童クラブ室(単独分)	81件			
合計件	126件	10件	23件	1件

(採択方針:児童館・児童センター)

- ア 未設置市町村における創設整備
- イ 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ウ 開館日及び開館時間帯を適切かつ柔軟に設定
- エ 地域組織活動(母親クラブ等)を積極的に実施
- オ 放課後児童健全育成事業を実施するための児童クラブ室を設置
- カ 中・高校生等の活動のための創作活動室の設置
- キ 地域の子育て支援に資するため、相談室を設置
- ク 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースを確保

(採択方針:放課後児童クラブ室)

- ア 未設置市町村における創設整備
- イ 他の社会福祉施設等との合築等の複合的施設
- ウ 土曜日、休日等の開設が適切に設定
- エ 障害児の受入れを積極的に実施
- オ 開設時間が適切に設定
- カ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行っている施設

(2)児童館の運営について(省略)

(3)地域組織(母親クラブ等)の活動の活性化について(省略)

4 放課後児童健全育成事業について

(1)事業の推進について

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、これまで「新エンゼルプラン」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき推進を図った結果、平成16年度の目標値15,000か所を上回る15,133か所となる見込み(市町村次世代育成支援行動計画に係る16年度事業実施予定の集計)となっているが、引き続き放課後児童の受け入れ体制の整備が必要と考えており、「子ども・子育て応援プラン」においても平成21年度の目標値が策定され、放課後児童クラブについては、引き続き推進することとしている。平成17年度予算(案)においては、国庫補助対象の放課後児童クラブについて800か所増の13,200か所としているので、放課後児童の受け入れ体制の整備の推進について引き続きお取り計らい願いたい。

なお、昨年、放課後児童クラブにおいて児童が死亡するという事故等が発生したところであり、児童の安全については、常日頃から安全点検を行うとともに、研修会等を通じて、放課後児童指導員の安全に対する意識を高め、児童の安全確保の徹底を図って頂きたい。

(2)障害児の受入について

障害児の受入については、これまでも地域の実情に合わせて取り組みがなされているところであり、放課後児童クラブの実施状況調査においても年々増加しているところである。平成17年度予算(案)においては、既存のボランティア派遣事業に、障害などに関する知識を有したボランティアによる放課後児童指導員に対する援助を行う「巡回派遣事業」を追加すること(資料3-11)及び放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要なための施設の改修・設備の整備等を行う場合の費用について助成することとしている(「保育環境改善等事業」(資料4)として実施)のでこれらも活用した対応をお願いしたい。

また、先の臨時国会において「発達障害者支援法」が成立し、本年4月1日から施行されることとなっているが、同法において、放課後児童クラブにおける発達障害児の利用の機会の確保、適切な配慮について規定されたところであり、障害福祉施策との連携も図りつつ、適切な対応をお願いしたい。

(3)放課後児童クラブの実施状況調査について

標記の調査については、毎年度ご協力を頂きお礼申し上げます。毎年度5月1日を基準日として、放課後児童クラブの現状把握等の資料として活用しており、引き続き本年度もWISHを使用した集計システムにより、調査を行うのでご協力をお願いしたい。なお、調査項目等の詳細については、追って連絡する。

(資料3) 健全育成事業関係の補助金について

健全育成事業関係の補助金関係の概要(組み替えの概要)は、資料3-1のとおりである。また、具体的な改正点、補助先、補助率、単価等は次のとおりである。

4 健全育成推進事業 実施要綱案 資料3-5

主な改正点

従来の「地域組織連絡協議会助成事業」と「放課後児童健全育成事業・職員資質向上費」を統合し、17年度限りの「地域子育て環境づくり支援事業」を併せて実施することとした。また、単価については、3事業1本の単価とし、事業間の配分が自由になるようにした。

補助先 都道府県・指定都市・中核市

補助率 1/3

基準単価 1都道府県市2,500千円

6 児童福祉施設併設型民間児童館事業 実施要綱案 資料3-7

主な改正点 特になし(字句の修正等)。

補助先 都道府県・指定都市

補助率 1/3

基準単価 1か所10,361千円

(事業実施期間が6月未満の場合は0.1を乗じた額を基準単価とする)

7 地域組織活動育成事業 実施要綱案 資料3-8

主な改正点

「子ども・子育て応援プラン」の趣旨を踏まえ、活動内容に「犯罪の被害から守るための活動」を特記した。

補助先 都道府県・指定都市・中核市

補助率 1/3

基準単価 1か所189千円

8 児童ふれあい交流促進事業 実施要綱案 資料3-9

主な改正点

「巡回児童館事業」を「民間児童館地域活動推進事業」より移行。また、従来1事業当たり300千円の単価としていたが、1市町村当たりの単価とし、弾力的な執行が可能となるようにした。

補助先 都道府県・指定都市・中核市

補助率 1/3

基準単価 1市町村1,200千円

9 放課後児童健全育成事業 実施要綱案 資料3-10・1

主な改正点

従来の通知を統合。単価については、各種加算額を統合し人数別の単価とし、弾力的な執行が可能となるようにした。なお、従来の各種加算額については、所要額について新たな単価に織り込んでいる。

補助先 都道府県・指定都市・中核市

補助率 1/3

基準単価 1か所

基準額(3区分)	}	小規模放課後児童クラブ(10～19人)1,278千円
大規模加算額(4区分)		放課児童後クラブ(20～35人)1,830千円
長時間開設加算額(2区分)		放課後児童クラブ(36～70人)2,787千円
障害児受入加算額		放課後児童クラブ(71人～)3,744千円
土日祝日開設加算		特例分1,629千円

特例分は、開設目数200～280目の放課後児童クラブであり、当分の間引き続き補助対象とすることとしている。

10 放課後児童クラブ等支援事業 実施要綱案 資料3-11

主な改正点

従来の「放課後児童等の衛生・安全対策事業」と「ボランティア派遣事業」を統合した。また、ボランティア派遣事業において「障害児などへの対応に知識を有するボランティア」を派遣する場合も事業の対象とすることとした。

補助先 都道府県・指定都市・申核市

補助率 1/3

基準単価 1市町村673千円

保育環境改善等事業(放課後児童クラブ関係) 実施要綱案 資料4

概要

保育対策等促進事業の保育環境改善等事業において、放課後児童クラブの実施や障害児の受け入れに必要な麗存施設の改修等を対象とする。

補助先 都道府県・指定都市・中核市

補助率 1/3

基準単価 既存施設の改修による放課後クラブの設置1か所7,000千円
障害児の受け入れに必要な修繕等1か所1,000千円

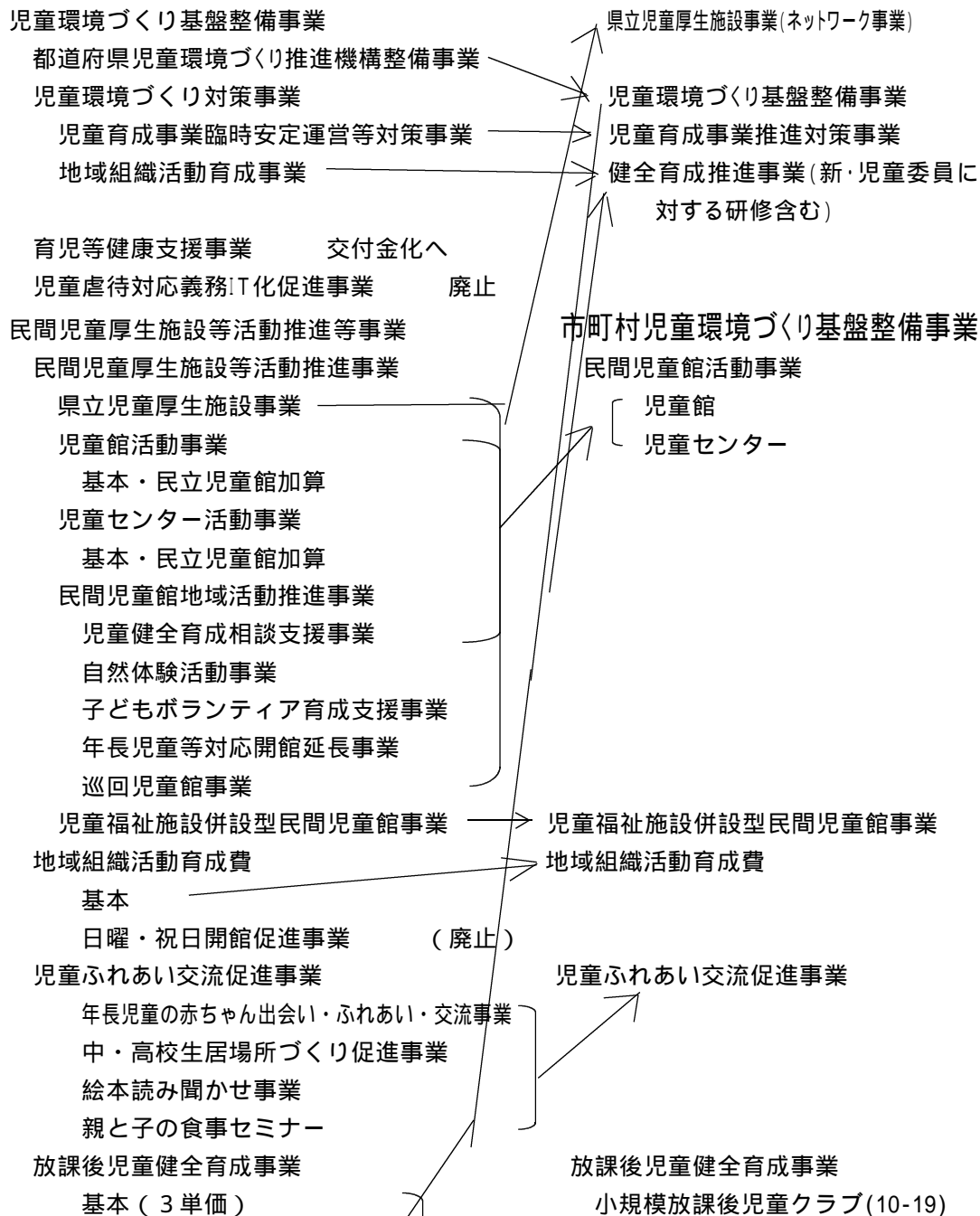
(資料3 - 1) 事業の組み替え等の概要

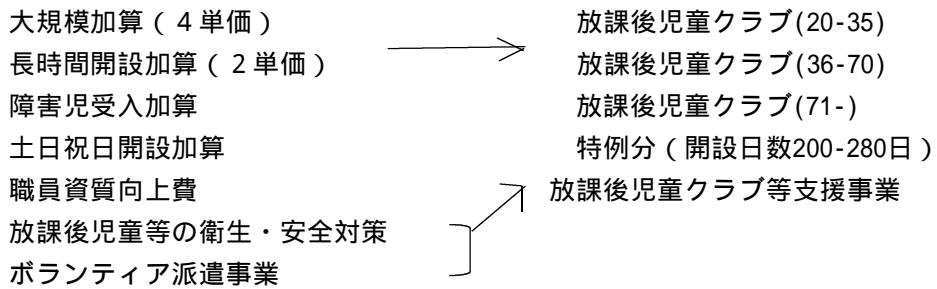
< 交付要綱 >

児童環境づくり基盤整備事業
民間児童厚生施設等活動推進事業

→ 児童環境づくり基盤整備事業

< 区分 >





(注1) 単価を大括り化することにより、事業の配分の自由度を高めるとともに、事務の簡素化を図る。 単価区分数 3 4 区分 1 5 区分
平成16年度までの事業分を除く。

(注2) 全体で交付決定等の単位とする (他の事業への流用を可とする。配分の自由度を高める)。ただし、印の事業については、その事業の性質等を勘案し、他の事業への流用 (配分) は不可とする。(単位の区分欄のゴチック文字は交付決定単位)

交付決定等の単位数	7 区分	5 区分
うち市町村分	4 区分	2 区分

平成16年度までの事業分を除く。

【全国連協からの注釈】新しくできた区分である市町村児童環境づくり基盤整備事業のなかに、それ以下に書かれている事業がすべて含まれた。この事業区分のなかでは補助金は流用できる。

(資料3 - 5) 健全育成推進事業実施要綱(案)

1 趣旨

児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団、法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 放課後児童指導員資質向上事業

放課後児童クラブが適切に運営されるよう、放課後児童指導員に対して、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等の研修を計画的に実施する。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

児童虐待防止など地域における活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修を実施する。また、実施に当たっては、講義、事例報告にとどまらず、できる限りワークショップのような児童委員自身が積極的に問題に取り組める実践的な方法を取り入れる。

4 費用

(1) 都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 3の(3)に基づく地域子育て環境づくり支援事業に対する国の補助は、平成17年度限りの補助とする。

(資料3 - 8) 地域組織活動育成事業実施要綱(案)

1 趣旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

- (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体(母親クラブ等)とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
- (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
- (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
- (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

(1) 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

(2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

(3) 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

(4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動

なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が地域組織に助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 政令指定都市及び中核市が地域組織に助成する事業

(資料3 - 9) 児童ふれあい交流促進事業実施要綱(案)

1 趣旨

不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団、去人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児

を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会(食事セミナーなど)を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的(月1回以上)に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下「市町村等」という。)は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) 本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。

(2) 本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること

(3) 本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

政令指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

(資料3 - 10) 放課後児童健全育成事業実施要綱(案)

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（盲・聾・養護学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）

4 運営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）が配置され、放課後児童の受け入れができるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいものであること。
- (3) 本事業は、児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。
- (4) 本事業は、地域の実情、放課後児童の就学日数等を考慮し、年間281日以上（ただし、当分の間、200日以上でも差し支えないものとする。）開所し、1日平均3時間以上実施するものとする。
- (5) 本事業は、法第6条の2第12項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの設備等を備えるものとする。
- (6) 本事業は、家庭との連携を図りつつ、適切な遊びを与えて、放課後児童の保

護及び遊びを通しての健全な育成を行うものとする。

- (7) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (8) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (10) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (11) 市町村は、法第21条の28の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 活動内容

本事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (4) 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は次の事業（放課後児童が10人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収

することができるものとする。

(資料3 - 11) 放課後児童クラブ等支援事業実施要綱(案)

1 趣旨

放課後児童クラブへのボランティアの派遣等を通じて、児童の健全育成の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合い活動をすることは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、放課後児童クラブへ派遣する。

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員及び市町村が認定した認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する。

4 事業の実施方法

(1) ボランティア派遣事業

ボランティアを放課後児童クラブにおける日常の活動時や夏休み等に行うキャンプ時など計画的に派遣して、次のような活動を支援する。

伝承遊び等事業

伝承的な遊び（お手玉・けん玉・あやとりなど）、伝統芸能（民謡・三味線・祭りなど）、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙など

自然等体験事業

田植え、畑づくり、お店体験（地域のお祭りへの参加）、草木や野鳥や昆虫などの自然観察など

巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童の生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行う。

5 留意事項

(1) 4の(1)の実施に当たっては、異年齢交流や地域のボランティアなどの効果的な活用を図る観点から、同じ学校で放課後児童クラブと文部科学省の「地域こども教室推進事業」を実施する場合は、両事業の連携を図ること。

(2) 4の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

6 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

(資料4) 保育環境改善等事業実施要綱(案)

1 趣旨

既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、放課後児童健全育成事業のための施設の設置、保育所、保育所分園、及び放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れの促進等を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

なお、次に掲げる事業のうち、(1) と(2) 及び(1) と(2) は、併せて実施できるものとする。

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。

保育サービス提供施設設置促進事業

保育サービスの需要が高い場所に保育所、保育所分園、送迎保育ステーション事業等のための施設を設置し、地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うために必要な改修等を行う事業。

認可化移行環境改善事業

市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。なお、この事業

は、保育対策等促進事業実施要綱の別添5待機児童解消促進事業実施要綱に基づく認可化移行促進事業と併せて実施できるものとする。

放課後児童クラブ設置促進事業

放課後児童健全育成事業（「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成17年 月 日雇児発第 号厚生省雇用均等・児童家庭局児童家庭局長通知）の別添9「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業。以下、放課後児童健全育成事業という。）のための施設の設置に必要な改修等を行う事業。

(2) 環境改善事業

利用者へのサービス向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。

保育所障害児受入促進事業

既存の保育所、または保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。
- (4) 3の(1)の事業については、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (5) 3の(1)、及び(2)の事業の対象となるのは、当該年度中に開設される施設、または、翌年度4月1日に開設されるもののみを対象とするものであること。
- (6) 3の(2)、の事業については、当該年度中、または、翌年度に障害児の受け入れを予定している保育所または放課後児童健全育成事業実施施設を対象とするものであること。

5 費用

- (1) 市町村は、本事業を実施するのに必要な経費を支弁すること。
- (2) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
政令指定都市及び中核市が実施する事業

6 その他（補助金の返還）

3の(1) の事業については、実施主体の責に帰すべき事由で、事業実施後3年を経て、認可保育所に移行されなかった場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。